



介護の職場で働きませんか

# 介護職員の研修費用や 奨学金返済を支援します

## 介護職員の初任者研修 受講費用を助成

介護職員の人材確保と養成のため、介護職員初任者研修の受講費用の一部を助成します。

### ●対象

次の全てに該当する人。

- ①市内在住で市内の介護事業所に勤務
- ②研修を修了してから1年以内
- ③市税を滞納していない
- ④他の公的制度から研修受講料の助成を受けていない

### ●助成額

研修受講料の2分の1以内

(上限5万円)

### ●申請方法

申請先にある申請書（市ホームページにも掲載）と必要

書類を研修修了後1年以内に提出

### ●問い合わせ・申請先

本庁長寿社会課（☎34-2196）

市ホームページ▼



## 医療・介護従事者の奨 学金返済を支援

返済義務のある奨学金を受けて修学した人で、卒業後に市内の医療・介護施設に勤務している場合、奨学金返済を一定額支援します。

### ●対象

次の全てに該当する人。

- ①返済義務のある奨学金を受

けて修学し、対象となる資格を取得して市内の医療・介護施設に週30時間以上勤務

- ②資格取得のために修学した学校などを卒業してから6年以内
- ③他の奨学金返済の支援を受けていない
- ④奨学金の返済を滞納していない

### ●対象となる資格

栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、救急救命士、精神保健福祉士、言語聴覚士

### ●補助額

1月当たり1万2千円を上限（1年当たり14万4千円を上限）※申請月から対象

### ●申請方法

申請先にある申請書（市ホームページにも掲載）と必要

書類を提出

### ●問い合わせ・申請先

医療施設に勤務している人  
本庁健康増進課（☎34-2901）

介護施設に勤務している人  
本庁長寿社会課（☎34-2196）

市ホームページ▼

